

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成31年3月12日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800135号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800081号

## 第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成15年3月1日から平成17年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年3月から同年6月までの標準報酬月額については、11万8,000円から20万円、平成15年7月から平成17年6月までの標準報酬月額については11万8,000円から28万円とする。  
平成15年3月から平成17年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年11月1日から平成17年12月13日まで  
請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額がA社から実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成15年3月1日から平成17年7月1日までの期間について、オンライン記録によると、A社における請求者の標準報酬月額は、当初、平成15年3月から同年6月までは20万円、平成15年7月から平成17年6月までは28万円と記録されていたところ、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及びオンライン記録によれば、平成17年3月10日付けで、平成15年7月1日の随時改定及び平成16年9月1日の定時決定を取り消した上、平成15年3月1日に遡って11万8,000円に減額訂正し、平成15年9月1日及び平成16年9月1日の定時決定を11万8,000円としていることが確認できる。

また、請求者の所持する給与明細書及び給料支払明細書（以下「給与明細書

等」という。)によれば、請求期間のうち平成15年3月1日から平成17年7月1日までの期間について、上述の減額訂正される前の標準報酬月額に見合う報酬月額又は超える報酬月額が支払われていたことが確認又は推認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社において、請求者と同日の平成17年3月10日付けで遡って標準報酬月額が減額訂正されている被保険者が39人いることが確認できる。当該被保険者のうちの複数の者から提出された給与明細書等によれば、減額訂正される前の標準報酬月額に見合う報酬月額又は超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

加えて、年金事務所が保管する滞納処分票によれば、A社は、請求期間当時に保険料を滞納していたことが確認できる。同社の事業主は、保険料の滞納額を減らすために届出を行った旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年3月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即していたとは考え難く、請求者について平成15年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求期間のうち平成15年3月1日から平成17年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た記録(平成15年3月から同年6月までは20万円、平成15年7月から平成17年6月までは28万円)に訂正することが必要である。

一方、請求者は、請求期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額にしてほしい旨主張し、訂正請求しているところ、請求期間のうち平成15年3月1日から同年7月1日までの期間について、給与明細書等によると、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額は28万円であると認められ、上述の訂正により認められる標準報酬月額20万円を超えるところ、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は20万円であることが確認又は推認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成15年3月1日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の20万円は、上述の訂正による標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の対象とならないため訂正は認められない。

- 2 請求期間のうち平成14年11月1日から平成15年3月1日までの期間及び平成17年7月1日から同年12月13日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、遡って減額訂正された記録ではないことが確認できる上、上述の遡及訂正処理が行われた平成17年3月10日以降の最初の随時改

定である平成17年7月1日において記録されている標準報酬月額18万円については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、平成14年11月1日から平成15年3月1日までの期間及び平成17年7月1日から同年12月13日までの期間について、給与明細書等により認められる標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(平成14年11月から平成15年2月までの期間、平成17年7月及び同年8月は28万円、平成17年9月から同年11月までは30万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(平成14年11月から平成15年2月までは20万円、平成17年7月から同年11月までは18万円)を超えるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法の対象とならないため訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800132号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800082号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年1月1日から平成17年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年1月から同年6月までの標準報酬月額については、11万8,000円から20万円、平成15年7月から平成17年6月までの標準報酬月額については11万8,000円から36万円とする。

平成15年1月から平成17年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年1月1日から平成17年7月1日まで

請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額がA社から実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、A社における請求者の標準報酬月額は、当初、平成15年1月から同年6月までは20万円、平成15年7月から平成17年6月までは36万円と記録されていたところ、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及びオンライン記録によれば、平成17年3月10日付けで、平成15年7月1日の随時改定及び平成16年9月1日の定時決定を取り消した上、平成15年1月1日に遡って11万8,000円に減額訂正し、平成15年9月1日及び平成16年9月1日の定時決定を11万8,000円としていることが確認できる。

また、請求者の所持する給与明細書及び給料支払明細書(以下「給与明細書等」という。)によれば、請求期間について、上述の減額訂正される前の標準報酬月額に見合う報酬月額又は超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社において、請求者と同日の平成17年3月10日付けで遡って標準報酬月額が減額訂正されている被保険者が39人いる

ことが確認できるところ、当該被保険者のうちの複数の者から提出された給与明細書等によれば、減額訂正される前の標準報酬月額に見合う報酬月額又は超える報酬月額が支払われていたことが確認できる。

加えて、年金事務所が保管する滞納処分票によれば、A社は、請求期間当時に保険料を滞納していたことが確認できるところ、同社の事業主は、保険料の滞納額を減らすために届出を行った旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年3月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即していたとは考え難く、請求者について平成15年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録（平成15年1月から同年6月までは20万円、平成15年7月から平成17年6月までは36万円）に訂正することが必要である。

一方、請求者は、請求期間について、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額にしてほしい旨主張し、訂正請求しているところ、給与明細書等によると、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は36万円であると認められ、請求期間のうち平成15年1月1日から同年7月1日までの期間は、上述の訂正により認められる標準報酬月額20万円を超えるところ、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は20万円であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成15年1月1日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の20万円は、上述の訂正による標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の対象とならないため訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800142 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800083 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 58 年 8 月 31 日まで、A 社に在籍し、B 施設に勤務していたが、資格喪失日が昭和 58 年 8 月 31 日になっている。請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る従業員名簿及び同社の回答により、請求者は、昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 58 年 8 月 31 日まで、B 施設に勤務していたことが認められる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者の A 社における離職日は昭和 58 年 8 月 30 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失年月日と符合する。

さらに、A 社は、請求期間当時の退職日の取扱方から、請求者の昭和 58 年 8 月に係る保険料を、請求者の給与から控除していない可能性が高いと考えられる旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。